

# 第 1 章

## 組織と定員管理

## 第1章 組織と定員管理

### 1 組織

#### (1) 組織の現状・変遷

豊島区の組織は、議決機関として区議会、執行機関として区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、補助機関として副区長、区長部局（8部）及び会計管理室で構成されています（図1-4参照）。

過去の大規模な組織改正（表1-1参照）を見ると、平成12年度には、福祉部と衛生部の統合、東京都からの清掃事業移管に伴う清掃環境部の設置、出張所の廃止、東西の区民事務所の設置が行われました。また、平成27年度には、新庁舎への移転に伴い、大規模な組織機構の再編を行いました。

平成31年度は、高齢者にやさしく住みやすいまちを目指す体制を整備するため、「総合高齢社会対策推進室」を設置し、さらには、全庁的なコンプライアンス体制を推進するため「コンプライアンス担当課長」を設置する等の組織改正を行いました。

表 1-1 主な組織改正の内容

平成12年度	◇部組織を「政策経営部(旧企画部)」「総務部」「区民部」「清掃環境部(旧リサイクル・清掃対策室)」「保健福祉部(旧福祉部・衛生部)」「子ども家庭部(旧児童女性部)」「都市整備部(旧都市整備部・建築部)」「土木部」に再編 ◇「12出張所」を廃止して「東部区民事務所・西部区民事務所」を設置
平成13年度	◇区立保育園4園廃止
平成14年度	◇「健康担当部長」を設置 ◇「長期計画担当課長」の新設 ◇保健所を統合(長崎保健所を廃止)して「長崎健康相談所」を設置
平成15年度	◇「商工担当部長」を設置 ◇「区有財産活用担当課長」「文化デザイン課」「観光復興担当課長」の新設 ◇「計画道路事業課」の廃止 ◇目標管理制度の導入
平成16年度	◇「商工部」を設置 ◇「文化担当部長」を設置 ◇「危機管理担当課長」「治安対策担当課長」の新設
平成17年度	◇教育委員会事務局組織を「教育総務課(旧庶務課)」「学校運営課(旧学務課)」「教育改革推進課」「教育指導課(旧指導室)」「中央図書館」に再編 ◇教育委員会の「生涯学習課・スポーツ振興課」を廃止して、区民部に「学習・スポーツ課」を設置 ◇「文化施設課」の新設

平成18年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇商工部と文化担当部長を統合して「文化商工部」を設置</li> <li>◇「施設管理担当部長」を設置</li> <li>◇「庁舎建設室」「医療制度改革担当課長」の新設</li> <li>◇組織目標におけるバランス・スコア・カードの導入</li> </ul>
平成19年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「助役」を「副区長」に改め、「収入役」を廃止し「会計管理者」を設置</li> <li>◇「施設管理担当部長」を「施設管理部」に改組</li> <li>◇教育委員会事務局の次長制を廃止し、教育総務部を設置</li> <li>◇「施設計画課」の新設</li> <li>◇グループ制の導入</li> </ul>
平成20年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇図書館の区長部局への移行(補助執行)</li> <li>◇「特命参事」の設置</li> <li>◇「高齢者医療年金課」の新設</li> </ul>
平成21年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「特命参事」を廃止</li> <li>◇「清掃環境部」の組織再編</li> <li>◇「学校施設課」を新設し、「教育改革担当課長」を廃止</li> </ul>
平成22年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇担当課長の新設(セーフコミュニティ・庁舎建築・がん対策・マンション担当)</li> <li>◇「西部生活福祉課」の新設</li> <li>◇副参事(現庁舎周辺まちづくり担当)の新設</li> </ul>
平成23年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「建築住宅担当部長」の新設</li> <li>◇「教育センター」を課組織に変更</li> <li>◇「防災計画担当課長」の新設(9月～)</li> </ul>
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「新庁舎担当部長」の新設</li> <li>◇「シティプロモーション担当課長」の新設</li> <li>◇「自治協働推進担当課長」「がん対策担当課長」を廃止</li> <li>◇「都市整備部」の再編</li> </ul>
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇特命政策担当部長、地域まちづくり担当部長、土木担当部長の新設</li> <li>◇現庁舎地活用担当課長、防災情報担当課長、総合窓口開設準備担当課長の新設</li> <li>◇防災計画担当課長を廃止</li> <li>◇「都市整備部」と「土木部」を統合し、「都市整備部」に再編</li> <li>◇スタッフ職担当課長制度の導入</li> </ul>
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「図書館担当部長」の廃止</li> <li>◇「総合相談担当課長」「現庁舎地建築担当課長」「自立促進担当課長」「福祉施策特命政策担当課長」「保育政策担当課長」「副参事(木密不燃化担当)」の新設</li> </ul>
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「特命政策担当部長」を廃止、選挙管理委員会事務局長及び監査委員事務局長の職級変更、「危機管理監」を新設(1月～)</li> <li>◇「長期計画担当課長」「国際アート・カルチャー都市推進担当課長」「副参事(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会派遣)」「収納推進担当課長」「地域包括ケア推進担当課長」「障害福祉サービス担当課長」「副都心再生担当課長」「副参事(調整担当)」の新設</li> <li>◇「防災情報担当課長」「福祉施策特命担当課長」「中央保健福祉センター」「副参事(木密不燃化担当)」「選挙管理委員会事務局次長」「監査委員事務局次長」「庁舎建築担当課長(7月～)」「総合窓口開設準備担当課長(7月～)」「区民部副参事(調整担当)(7月～)」の廃止</li> <li>◇防災危機管理組織、障害者福祉組織、保育園組織の再編</li> </ul>

平成 28 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「東京オリンピック・パラリンピック連携担当部長」「国際アート・カルチャー都市推進担当部長」の新設</li> <li>◇「新庁舎担当部長」「建築住宅担当部長」の廃止</li> <li>◇「女性にやさしいまちづくり担当課長」「東京オリンピック・パラリンピック連携担当課長」「アーカイブ担当課長」「新ホール整備担当課長」の新設</li> <li>◇「長期計画担当課長」「シティプロモーション推進室長」「副参事(東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会派遣)」「地域包括ケア推進担当課長」の廃止</li> <li>◇「東京オリンピック・パラリンピック連携担当部長」「東京オリンピック・パラリンピック連携担当課長」を文化商工部に移管(11月～)</li> </ul>
平成 29 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「施設管理部」の廃止、総務部へ移管</li> <li>◇「公民連携推進担当課長」「多文化共生推進担当課長」「東アジア文化都市推進担当課長」「介護保険特命担当課長」「児童相談所設置準備担当課長」「放課後対策課」の新設</li> <li>◇「庁舎跡地活用課」の廃止</li> <li>◇「道路管理課」と「交通対策課」を統合し、「土木管理課」に再編</li> <li>◇「施設計画課」を「施設計画担当課長」に改組</li> <li>◇「アーカイブ担当課長」を「区史編さん担当課長」に名称変更</li> <li>◇「東アジア文化都市推進担当部長」の新設(8月～)</li> </ul>
平成 30 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「国際アート・カルチャー都市推進部長」を「国際文化プロジェクト推進担当部長」に名称変更</li> <li>◇「国際アート・カルチャー都市推進担当課長」を政策経営部に移管</li> <li>◇「東京オリンピック・パラリンピック連携担当部長」の廃止</li> <li>◇「マンガ・アニメ活用担当課長」「公園計画特命担当課長」の新設</li> <li>◇「女性にやさしいまちづくり担当課長」を「「わたしらしく、暮らせるまち。」推進室長」に名称変更</li> <li>◇「新ホール整備担当課長」を「劇場運営担当課長」に名称変更</li> <li>◇「庁舎跡地活用担当課長」を「Hareza 池袋調整担当課長」に名称変更</li> <li>◇「子ども課」を「子ども若者課」に名称変更</li> </ul>
平成 31 年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇「建築担当部長」の新設</li> <li>◇「政策調整担当課長」「コンプライアンス担当課長」「施設整備特命担当課長」「プレミアム付商品券担当課長」「マンガの聖地としまミュージアム担当課長」「総合高齢社会対策推進室」の新設</li> <li>◇「庁舎運営課」を「財産運用課」に統合</li> <li>◇「公民連携担当課長」を「行政経営課」に統合</li> <li>◇「交通・基盤担当課長」を「地域交通担当課長」に名称変更</li> <li>◇「Hareza 池袋調整担当課長」を「Hareza 池袋総合技術担当課長」に名称変更(9月～)</li> </ul>



図 1-3 平成19年度組織図

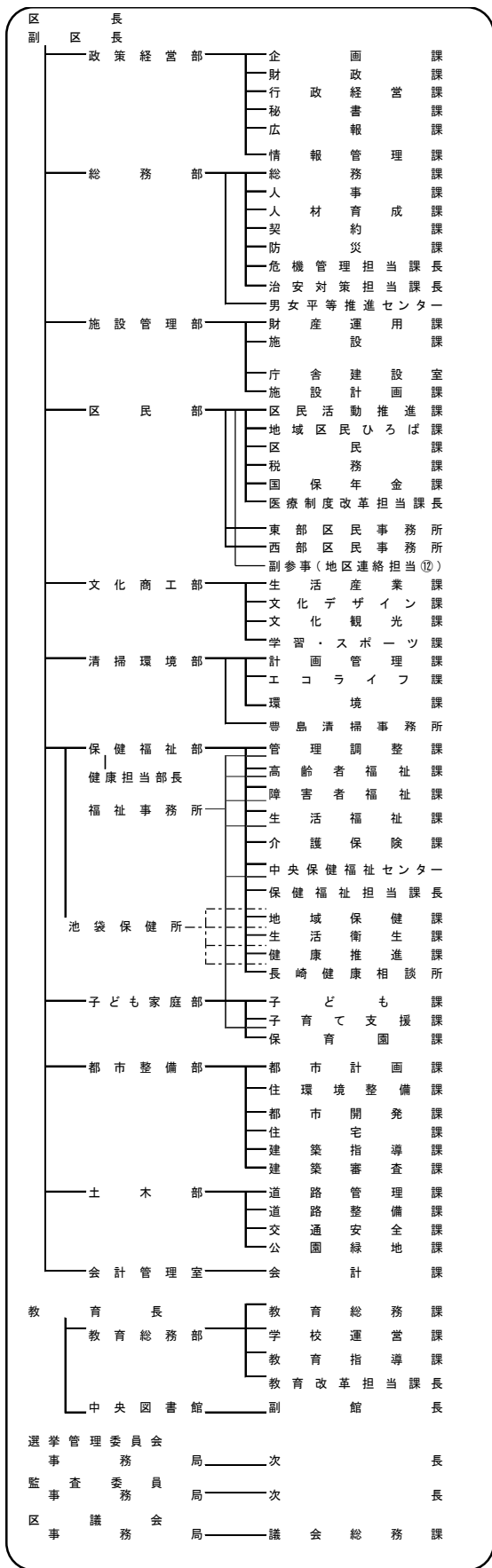


図 1-4 平成27年度組織図

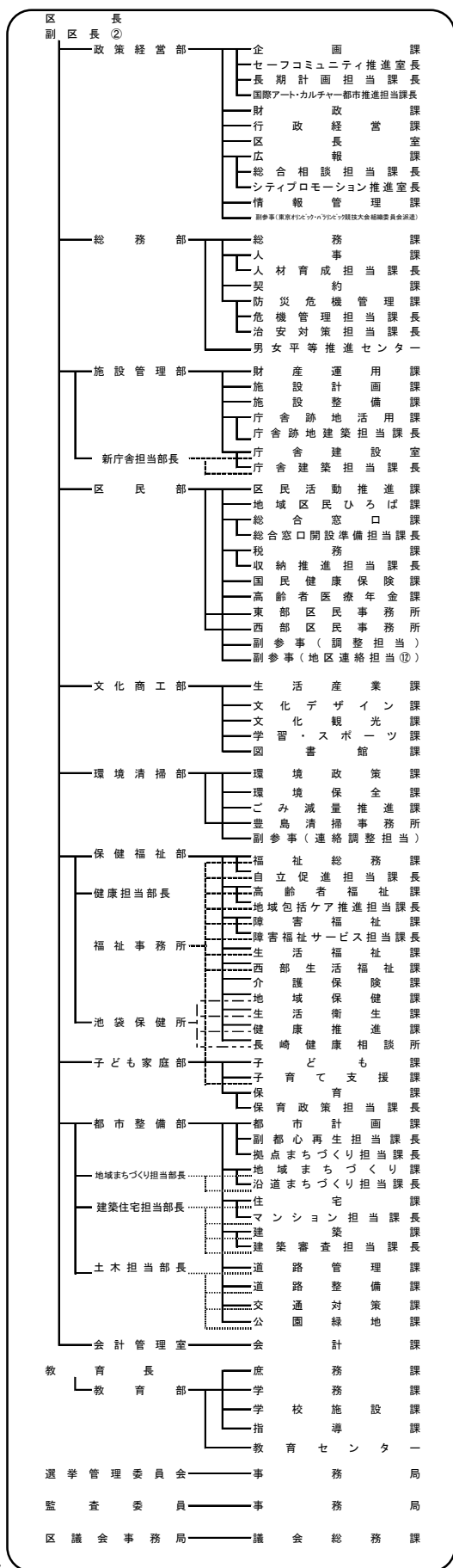


図 1-5 平成30年度組織図

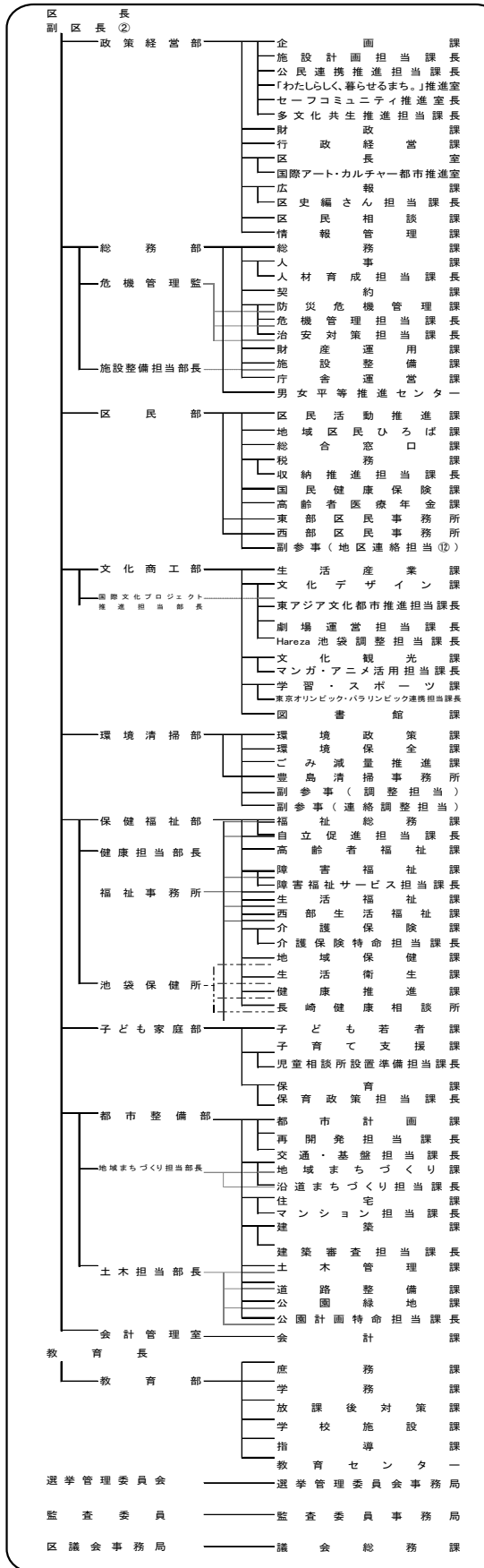
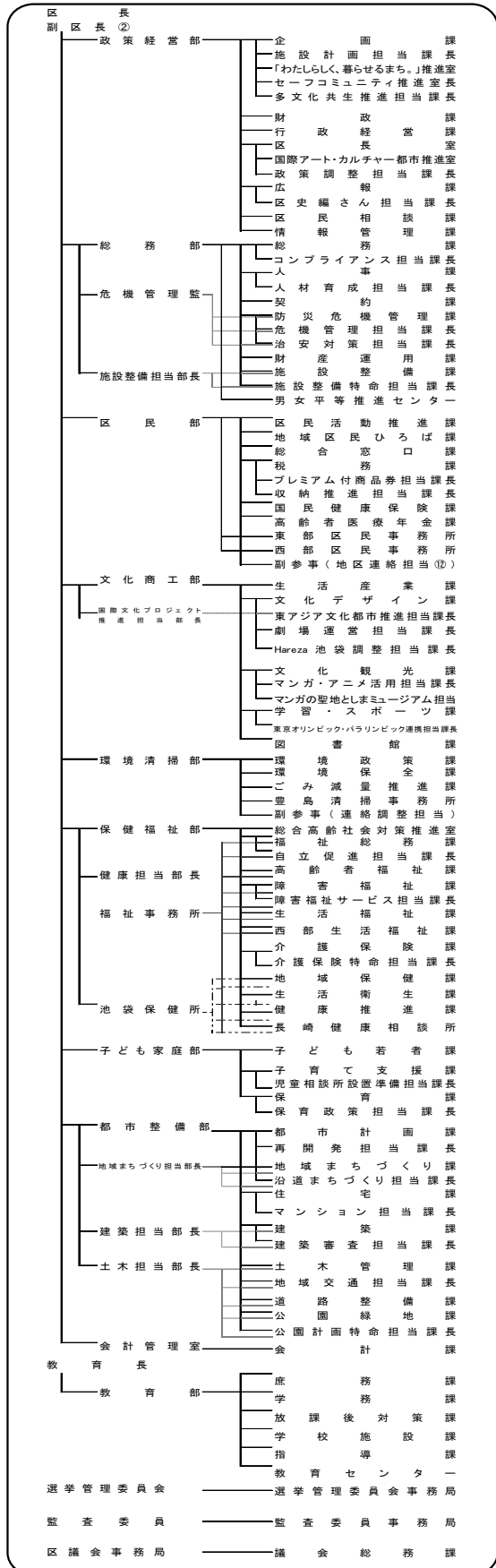


図 1-6 平成31年度組織図



## (2) 組織数の推移

部の数は、大規模な組織改正のあった平成12年度から比べると施設管理部や文化商工部の新設などにより徐々に増加し、ここ数年間は、ほぼ横ばいとなっています。

課の数は、平成14年度に地域との連携強化を目的として、12地区（旧出張所管轄）に地区連絡担当副参事（兼務職）を新たに設置したことにより、12増加しています。それ以降も、国の法制度改正や新たな行政需要への対応などから担当課長を新たに設置しているため増加傾向にあります。

係の数は、組織改正による係の統合などにより、減少傾向となっています。

なお、部の数には担当部長、区議会事務局長及び会計管理者を、課の数には、担当課長及び副参事を、係の数には担当係長を含んでいます。グループ制<sup>1)</sup>を導入している課については、係長の数を係の数として計上しています。

表1-2 部・課・係数の推移

年度	12	14	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
部	14	15	18	19	20	22	21	18	19	19	20	21
課	64	76	86	87	86	88	94	98	95	99	101	105
係	361	353	345	339	340	336	336	330	325	325	334	337

※部数は担当部長を含む。課数はスタッフ職担当課長、地区連絡担当副参事（12）を含む（『組織と分掌事務』より）

図1-7 部数の推移

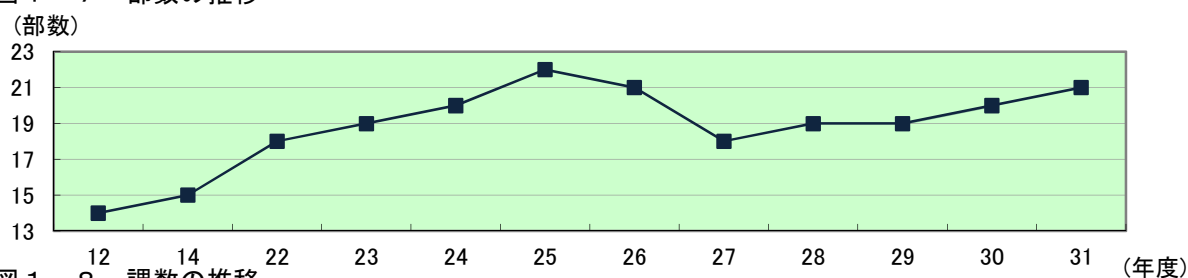


図1-8 課数の推移

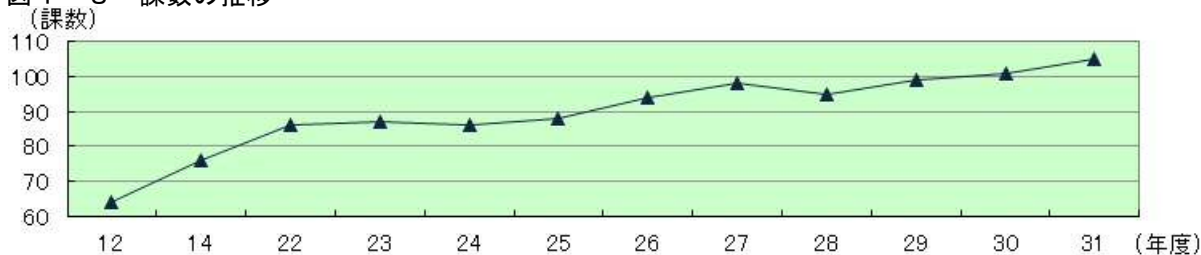
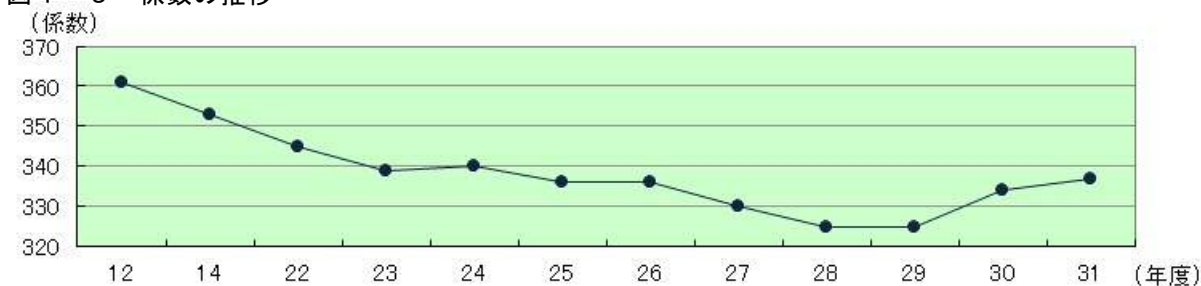


図1-9 係数の推移



<sup>1)</sup> 課の所掌する事務を係ではなくグループに割り振り、事務の割り振りと人員の配分を臨機応変かつ柔軟に変えられる制度



### (3) 組織機構改革

豊島区自治の推進に関する基本条例第38条では、「区民に分かりやすく効率的であるとともに、区民の多様な行政需要及び行政課題の変化に迅速に対応できる行政組織の整備に努め、組織横断的で総合的な視点から行政運営を行わなければならない」と定めています。

これまで、権限移譲型組織とトップマネジメント補佐機能の強化、係制の見直しなど、様々な組織に関する課題について検討を進めてきました。

迅速な意思決定や機動性の確保、サービスの供給に適した組織規模、そして権限と責任の明確化とアカウントビリティの確立を柱とした組織改革を進めています。

組織目標管理の活用や組織の大括り化の推進などの具体的な取り組み内容の進捗状況については、豊島区未来戦略推進プランで明らかにしています。

### (4) 組織に関する基本方針

着実な行財政改革を推進するため、毎年度、各部署に対し組織及び職員定数の管理に関する基本方針を示し、簡素で効率的な組織体制の確立に向け、全庁的な取り組みを進めています。

#### ① グループ制の導入

平成19年度より、業務の繁閑や新たな行政需要への柔軟な対応を目的として、グループ制を導入しています。実施にあたっては、2年間の施行実施期間を経て、平成21年度から本格導入となりました。

グループ制の導入により、課内の連携と協力体制の強化が図れるとともに、柔軟かつ機動的に職員や事務を割り振ることが可能となり、組織力が向上しています。

平成29年度は、グループ制試行導入から約10年の制度運用を踏まえ、「グループ制検討部会」を設置し、あらためてグループ制の効果を検証するとともに、今後の運用課題、より効果的な運用方法等の検討を行いました。

表1-3 グループ制の導入状況

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
実施課	36課	37課	38課	40課	39課	41課	49課	61課	61課	61課	62課
導入率	51.4%	50.0%	50.7%	54.1%	57.4%	60.3%	77.8%	95.3%	98.4%	98.4%	98.4%

※課数はスタッフ職担当課長、地区連絡担当副参事(12)を含まない。

#### ② スタッフ職担当課長制の導入

ライン組織として位置付けられている担当課長制を見直し、これまで担当課長付であった職員を本課に配置する「スタッフ職担当課長制」を平成25年度から導入しました。

これにより、本課の課長と担当課長、スタッフ等がより一体となって効果的に業務を進めることができるほか、重複する庶務事務の一元化等、より効率的な組織体制づくりを進めています。

表1-4 スタッフ職担当課長制の導入状況

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
スタッフ職担当課長	8課長	14課長	21課長	19課長	25課長	27課長	31課長

## 2 定員管理

### (1) 職員数の推移

「職員数」にはいくつかの捉え方があります。主なものとして、①条例定数、②予算人員、③財調人員、④現員数、⑤定員管理調査に基づく職員数、⑥豊島区定員管理職員数が挙げられます。ここでの職員数は、常勤職員（再任用フルタイム職員、育休任期付職員を含む）を指し、非常勤職員、臨時職員、再任用短時間職員等は除いています。

#### ① 条例定数

地方自治法では、その最高限度を条例で定めるものとされています。条例定数とは、常勤職員を任用しうる数の限度を示したものであり、行政の目的を達成するための事務事業の執行に必要な職員数を条例で定めたものです。

#### ② 予算人員

実際に事業を推進する上で、必要な職員の人件費を計上する際の基礎となる職員数です。具体的には、給与等の支払対象となる職員の数であり、地方自治法第252条の17に基づく他自治体への派遣職員など給与等の支払対象とならない職員は除かれます。

#### ③ 財調人員

都区財政調整基準に基づき算定した職員数です。23区が自主的に定数管理を行うにあたり、その参考とするため、毎年度特別区に共通する定数基準を策定しています。

この基準は、職員配置の実態調査等に基づき、23区同一の考え方により標準的な職員数を算定しています。しかし、区によって区民サービスの重点の置き方や、それに伴う人員配置も異なることから、定数管理を行う上では、一つの参考、目安とされています。

#### ④ 現員数

豊島区に任用された全ての職員数をいいます。その中には、派遣職員や退職者など豊島区職員定数条例（昭和52年条例第1号）第2条第2項<sup>2)</sup>に定める（いわゆる「定数外」）職員も含まれます。

#### ⑤ 定員管理調査に基づく職員数

総務省が毎年度実施する「地方公共団体定員管理調査」の対象となる職員数<sup>3)</sup>をいいます。「④現員数」から地方自治法第252条の17に基づく派遣職員を除いた職員数です。全国一律の基準であることから、自治体ごとの職員数比較などに使われるとともに、実質的な職員数として利用されています。

#### ⑥ 豊島区定員管理職員数

「⑤定員管理調査に基づく職員数」から育休任期付職員<sup>4)</sup>を除いた職員数で、区の基本計画など一般的に（本白書を含む。）使われる職員数です。

<sup>2)</sup> 「派遣、退職、育児休業、公務災害休業、結核休業、6月以上の職務免除及び併任の場合の職員は、これを定数外とする。」

<sup>3)</sup> 平成27年度より「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、教育長を除く。

<sup>4)</sup> 「地方公共団体の一般職員の採用に関する法律」及び「地方公務員の育児休業に関する法律」に基づき任期を定めて採用される職員。

表 1-5 条例定数の推移

(単位:人)

年度	5	12	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
条例定数	2983	2,883	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053	2,053
増減	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

表 1-6 予算人員の推移

(単位:人)

年度	5	12	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
特別職	4	5	4	4	4	4	5	5	5	5	5	5
一般職	2969	2,817	2,016	1,992	1,962	1,946	1,943	1,941	1,938	1,929	1,928	1,952
合計	2973	2,822	2,020	1,996	1,966	1,950	1,948	1,946	1,943	1,934	1,933	1,957
前年度比	—	—	—	△ 24	△ 30	△ 16	△ 2	△ 2	△ 3	△ 9	△ 1	24

\*特別職=区長、副区長(平成18年度まで助役)、収入役(平成19年度より廃止)、教育長、常勤監査委員(平成13年度~18年度は未設置)

表 1-7 財調人員の推移

(単位:人)

年度	5	12	22	23	24	25	26	27	28	29	30
財調人員	2640	2,541	1,947	1,965	1,984	1,931	1,904	1,847	1,824	1,819	1,810
前年度比	—	—	—	18	19	△ 53	△ 27	△ 57	△ 23	△ 5	△ 9

表 1-8 現員数の推移

(単位:人)

年度	5	12	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
職員数	3108	2,908	2,067	2,042	2,011	1,996	2,003	1,995	1,996	1,992	1,995	2,001
前年度比	—	—	—	△ 25	△ 31	△ 15	7	△ 8	1	△ 4	3	6

\*平成12年度には、都区制度改革に伴い、清掃業務従事職員191名が都から区へ派遣されたため。

表 1-9 定員管理調査に基づく職員数の推移

(単位:人)

年度	5	12	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
職員数	3098	2,899	2,047	2,024	1,992	1,980	1,987	1,979	1,983	1,979	1,982	1,992
前年度比	—	—	—	△ 23	△ 32	△ 12	7	△ 8	4	△ 4	3	10

\*24年度以降、自治法派遣職員のうち、被災地派遣職員は職員数に含む。

表 1-10 豊島区定員管理職員数の推移

(単位:人)

年度	5	12	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
職員数	3098	2,899	2,038	2,013	1,980	1,970	1,973	1,970	1,971	1,970	1,973	1,985
前年度比	—	—	—	△ 25	△ 33	△ 10	3	△ 3	1	△ 1	3	12

\*職員数は、各年度4月1日現在のもの

## (2) 職層別職員数の推移

職層とは、職員の職を職務の複雑さと責任の度合いに基づいて分類したものです。

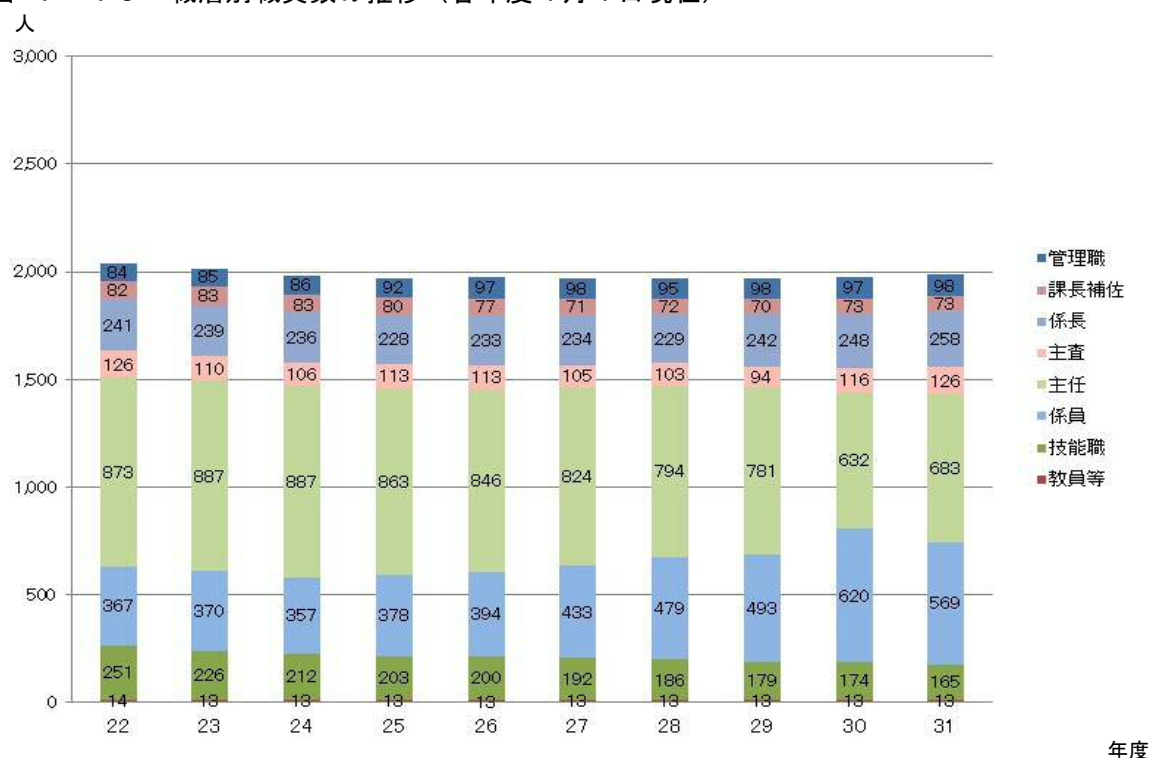
平成22年度と平成31年度の行政系職層別職員数を比較すると、管理職が13名(1.1%)、係長級(課長補佐、係長、主査)は8名(1.8%)増加しています。また、平成30年度の人事制度改正により、主任から係員への移行者が増えたため、主任が大幅に減少し係員が増加しましたが、平成31年度は、再び主任への昇任が増えています。

表 1-11 職層一覧

(単位:人)

年度	12	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
管理職	82	86	85	87	93	97	99	96	99	99	99
課長補佐	133	83	83	84	81	77	73	74	72	75	75
係長	248	245	239	243	234	239	238	233	246	251	261
主査	270	126	110	106	114	113	106	105	94	116	126
主任	813	882	887	897	873	856	834	799	786	637	686
係員	714	381	370	370	386	409	441	490	503	630	576
技能職	639	251	226	212	203	200	192	186	179	174	165
教員等	10	13	13	12	12	12	12	13	13	13	13
合計	2,909	2,067	2,013	2,011	1,996	2,003	1,995	1,996	1,992	1,995	2,001

図 1-10 職層別職員数の推移(各年度4月1日現在)



\*平成30年度から総括係長は課長補佐、主任主事は主任、1,2級職主事は係員となった。

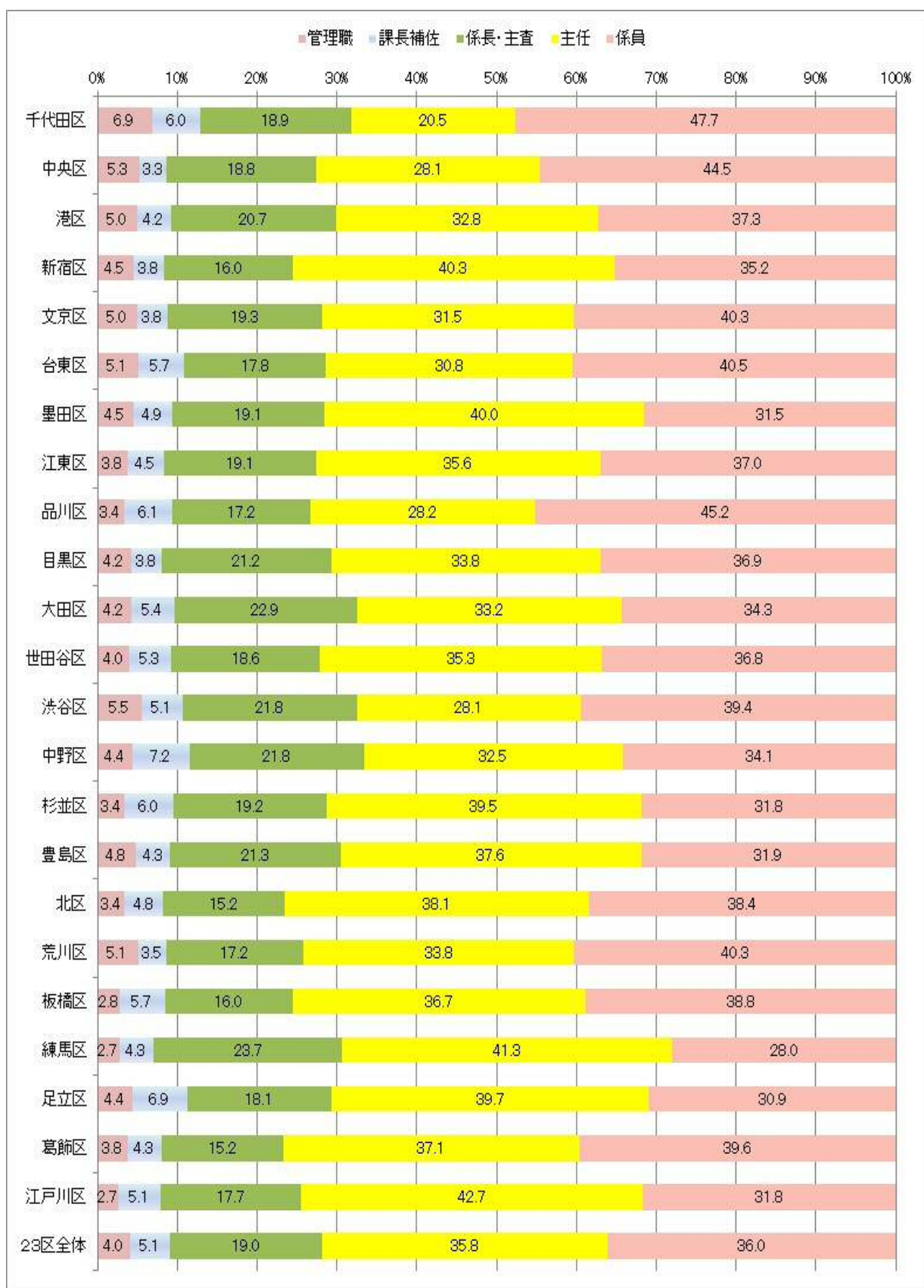
表 1-12 23区職層別行政系職員数（平成31年4月1日現在）

（単位：人）

区名	職層	管理職	課長補佐	係長・主査	主任	係員	合計
千代田区		58	51	159	173	402	843
中央区		63	39	222	332	527	1,183
港区		85	71	351	557	632	1,696
新宿区		102	86	360	905	791	2,244
文京区		72	55	277	451	578	1,433
台東区		79	89	276	478	628	1,550
墨田区		71	77	303	634	499	1,584
江東区		82	99	415	775	805	2,176
品川区		72	130	368	602	966	2,138
目黒区		70	63	352	560	612	1,657
大田区		146	186	790	1,148	1,185	3,455
世田谷区		176	230	815	1,547	1,609	4,377
渋谷区		82	76	324	416	585	1,483
中野区		75	124	376	561	588	1,724
杉並区		95	166	530	1,090	878	2,759
豊島区		81	73	359	633	536	1,682
北区		78	110	346	866	872	2,272
荒川区		70	48	236	464	553	1,371
板橋区		84	169	478	1,096	1,159	2,986
練馬区		99	157	860	1,502	1,016	3,634
足立区		133	210	554	1,213	945	3,055
葛飾区		87	99	349	853	909	2,297
江戸川区		79	150	516	1,245	926	2,916
23区全体		2,039	2,558	9,616	18,101	18,201	50,515
平均構成率		4.0%	5.1%	19.0%	35.8%	36.0%	—
豊島区の構成率		4.8%	4.3%	21.3%	37.6%	31.9%	—

本白書における特別区職員数の比較は、特別区人事委員会が発行する「特別区職員の構成」（平成31年4月1日現在）による。この職員数は、一般職に属する正規職員から、任期付職員、退職者、育児休職中の職員、指導主事、警視庁等派遣職員等を除いた職員数です。

図 1-1-1 23区職層別行政系職員数割合（平成31年4月1日現在）（単位：％）



\*特別区人事委員会『特別区職員の構成』（平成31年4月1日現在）より

## (3) 職種別職員数の推移

職種は、行政系（事務系、福祉系、一般技術系、医療技術系）と技能・業務系に分かれています。

平成22年度と平成31年度の職種別職員数を比較すると、行政系（事務系、福祉系、一般技術系、医療技術系）は33名の増員となっています。それに対し、技能・業務系は86名と大幅に減少し、この10年間で2/3程度の職員数になっています。

表 1-13 職種別職員数の推移（各年度4月1日現在）

年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
事務系	901	924	912	920	933	961	973	985	998	1,021
福祉系	619	605	597	592	575	553	539	527	519	515
一般技術系	179	174	175	170	181	181	191	195	196	196
医療技術系	88	84	84	85	84	83	82	84	86	88
技能・業務系	251	226	212	203	200	192	186	179	174	165
職員計	2,038	2,013	1,980	1,970	1,973	1,970	1,971	1,970	1,973	1,985
増減	-	△ 25	△ 33	△ 10	3	△ 3	1	△ 1	3	12

図 1-12 職種別職員数の推移（各年度4月1日現在）

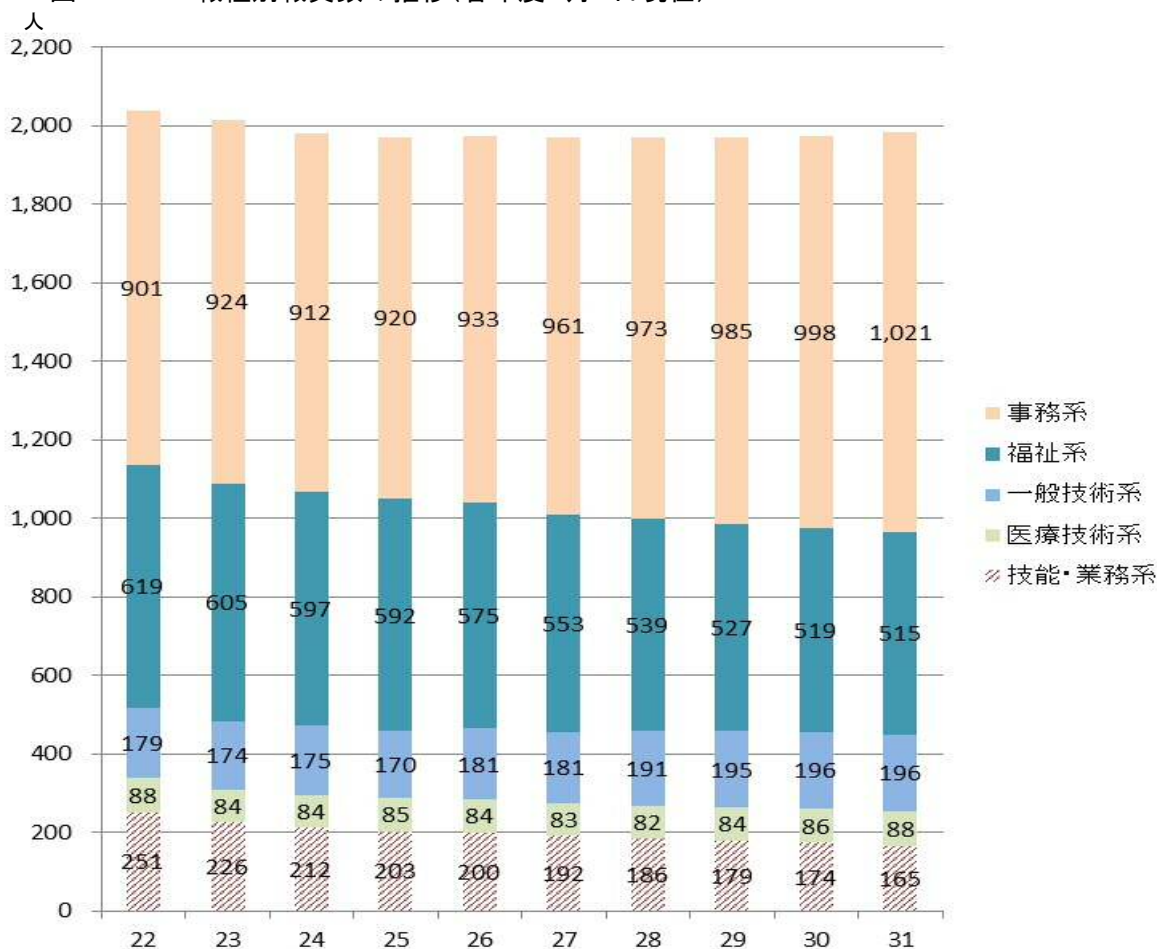


表 1-14 職務別職員数の推移（各年度4月1日現在）

(単位:人)

職務名		年度										
		12	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
事務系	一般事務	1,139	887	911	899	907	920	948	959	971	984	1,007
	社会教育主事	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
教員	指導主事	1	4	3	3	3	3	3	4	4	4	4
	幼稚園教諭	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
福祉系	福祉	107	171	155	148	141	143	139	127	112	108	105
	保育士	550	406	407	407	411	400	384	383	382	375	371
	児童指導	124	38	39	38	36	30	28	28	32	33	34
	心理	5	4	4	4	4	2	2	1	1	3	5
一般技術系	土木技術	64	52	51	52	54	55	59	65	65	66	65
	造園技術	12	13	13	12	12	14	14	14	14	14	14
	建築技術	61	54	53	52	51	55	52	56	57	56	56
	機械技術	11	10	9	10	10	9	9	10	10	10	10
	電気技術	18	12	12	12	11	12	11	11	12	12	13
	化学技術	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健衛生監視	18	18	16	17	15	16	16	16	16	18	18
	食品衛生監視	15	14	14	15	12	15	15	15	15	16	16
学芸員	6	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4	
医療技術系	医師	6	4	4	3	3	2	2	3	3	3	4
	診療放射線	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	歯科衛生士	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	理学療法士	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	作業療法士	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	検査技術	11	6	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	栄養士	13	10	10	10	10	9	9	9	10	10	10
	保健師	41	35	34	35	36	38	38	37	41	41	42
	看護師	37	28	27	27	27	27	26	25	24	24	24
准看護師	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
技能系	自動車運転	43	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	介護指導	18	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0
	電話交換	7	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	警備	42	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一般技能	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	作業Ⅰ	26	31	31	31	30	31	29	27	23	20	18
	調理	175	37	33	33	34	32	30	27	25	24	23
	用務	120	60	54	46	40	37	36	36	35	34	30
	環境技能	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	作業Ⅱ	9	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家庭奉仕	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自動車運転Ⅱ	—	18	17	17	17	17	17	17	17	17	17
	自動車整備	2	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1
作業Ⅲ	—	87	83	81	80	79	77	77	77	77	76	
業務系	一般事務(業務)	0	6	3	2	0	1	1	0	0	0	0
	一般業務	40	6	4	1	1	1	1	1	1	1	0
合計		2,899	2,038	2,013	1,980	1,970	1,973	1,970	1,971	1,970	1,973	1,985



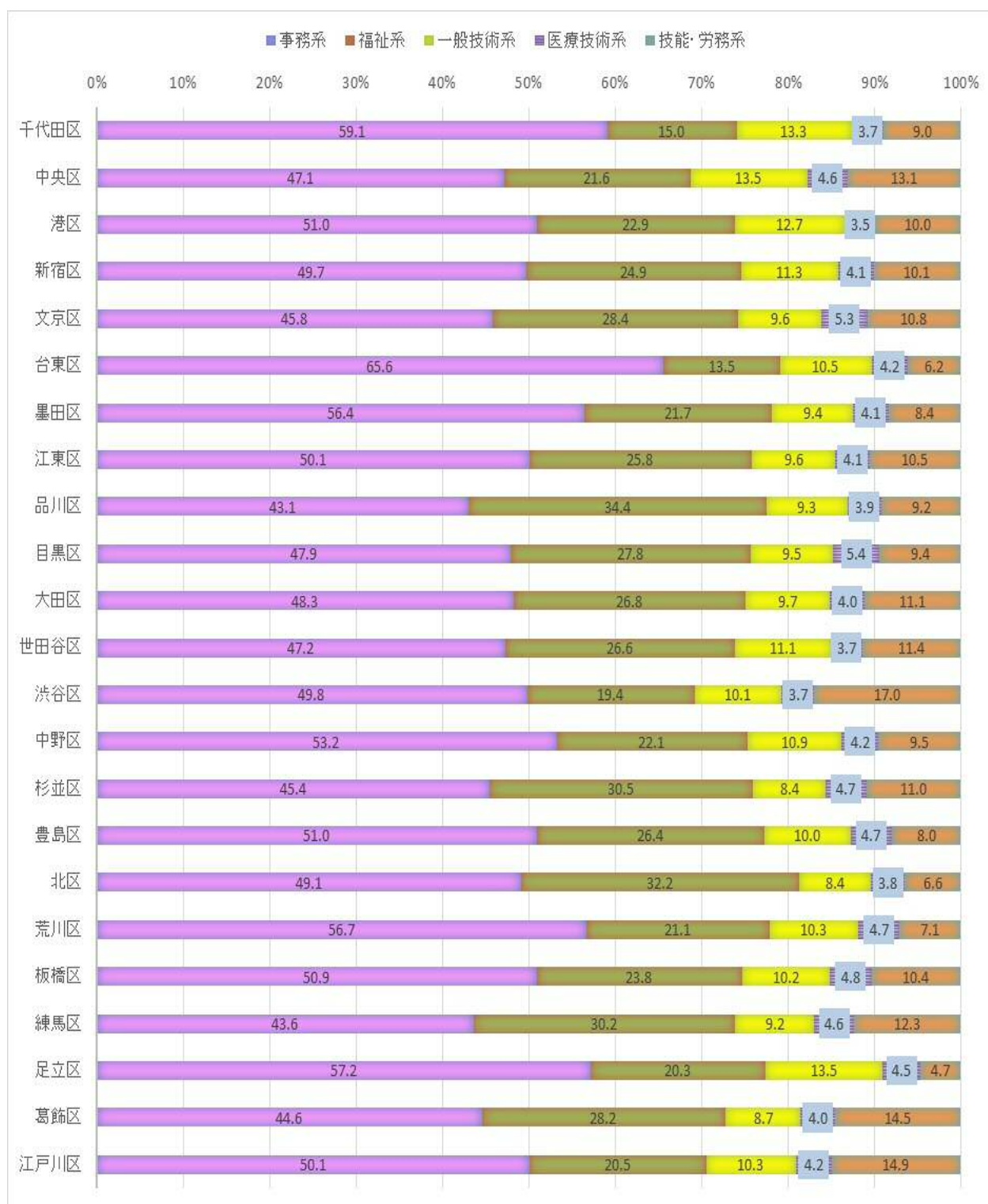
表 1-15 23区職種別行政系職員数（平成31年4月1日現在）

（単位：人）

職種 区名	事務系	福祉系	一般技術系	医療技術系	技能・労務系	合計
千代田区	547	139	123	34	83	926
中央区	642	294	184	63	179	1,362
港区	960	432	239	65	188	1,884
新宿区	1,240	621	281	102	252	2,496
文京区	736	457	155	85	174	1,607
台東区	1,084	223	174	69	102	1,652
墨田区	976	375	162	71	145	1,729
江東区	1,217	626	234	99	255	2,431
品川区	1,014	811	220	93	217	2,355
目黒区	876	508	174	99	172	1,829
大田区	1,877	1,042	379	157	433	3,888
世田谷区	2,333	1,316	547	181	563	4,940
渋谷区	890	346	180	67	304	1,787
中野区	1,014	422	207	81	182	1,906
杉並区	1,408	946	260	145	340	3,099
豊島区	932	482	182	86	147	1,829
北区	1,194	782	204	92	160	2,432
荒川区	837	312	152	70	105	1,476
板橋区	1,695	792	340	159	345	3,331
練馬区	1,809	1,253	381	191	512	4,146
足立区	1,832	649	431	143	149	3,204
葛飾区	1,198	758	233	108	391	2,688
江戸川区	1,716	702	354	144	512	3,428
23区全体	28,027	14,288	5,796	2,404	5,910	106,940
平均構成率	26.2%	13.4%	5.4%	2.2%	5.5%	—
豊島区の 構成率	51.0%	26.4%	10.0%	4.7%	8.0%	—

※特別区人事委員会『特別区職員の構成』（平成31年4月1日現在）より

図 1-13 23区職種別行政系職員数割合（平成31年4月1日現在）（単位：％）



\*特別区人事委員会『特別区職員の構成』（平成31年4月1日現在）より

表 1-16 職種表

区分	職種	職務名	主な職務内容の表示
事務系	事務	一般事務	一般行政事務の職務
	法務	法務	法務に関する専門的事務の職務
	会計	会計	会計に関する専門的事務の職務
	社会教育	社会教育	社会教育主事(補)の職務
福祉系	福祉	福祉	福祉関係施設等における指導、育成、相談等の職務
		保育士	保育園における保育士の職務
		児童指導	児童館、学童保育クラブ、健康学園等の児童福祉施設等における指導、育成、相談等の職務
心理	心理	心理に関する相談、指導等の職務	
一般技術系	土木造園	土木技術	土木に関する計画、設計、工事・施工監督等の職務
		造園技術	造園に関する計画、設計、工事・施工監督等の職務
	建築	建築技術	建築に関する計画、設計、工事監督等の職務
	機械	機械技術	機械に関する計画、設計、工事、保守管理等の職務
	電気	電気技術	電気に関する計画、設計、工事、保守管理等の職務
	物理	物理技術	教育関係施設等における物理に関する調査、普及等の職務
	衛生監視	保健衛生監視	保健所、環境主管課等における監視、測定、分析等の職務
		食品衛生監視	保健所における食品衛生監視等の職務
化学技術		清掃工場等における測定、分析等の職務	
学芸研究	学芸員	学芸員の職務	
医療技術系	医師	医師	医師の職務
	歯科医師	歯科医師	歯科医師の職務
	診療放射線	診療放射線	保健所等における診療放射線技師の職務
	歯科衛生	歯科衛生士	歯科衛生士の職務
	理学療法	理学療法士	理学療法士の職務
	作業療法	作業療法士	作業療法士の職務
	検査技術	検査技術	保健所等における検査等の職務
	栄養士	栄養士	栄養士の職務
	保健師	保健師	保健師の職務
	看護師	看護師	看護師の職務
准看護師	准看護師	准看護師の職務	
技能系	技能 I	自動車運転	庁有車の運転等の職務
		ボイラー技士	ボイラーの操作・管理及び冷暖房の維持管理等の職務
		介護指導	高齢者等の介護、介護に関する指導・訪問調査等の職務
	技能 II	電話交換	電話交換の職務
		警備	庁舎の巡視、学校の警備の職務
		一般技能	映写、照明、海技、質物鑑定の職務
		作業 I	土木作業又はこれに準ずる困難な職務、公害監視補助等の職務及び上記以外のその他の職務
	技能 III	調理	学校、保育園等の調理の職務
		用務	学校、保育園等の用務の職務
		学童擁護	学童擁護の職務
		環境技能	排水場管理、衛生害虫指導等の職務
		作業 II	施設等の維持管理及び上記以外のその他の職務
	技能 IV	家庭奉仕	ホームヘルプの職務
	技能 V	自動車運転 II	清掃事務所等における庁有車の運転等の職務
自動車整備		清掃事務所等における庁有車の整備等の職務	
技能 VI	作業 III	清掃作業等の職務	
	設備管理	清掃工場等における諸設備の保守管理等の職務	
業務系	事務(業務)	一般事務(業務)	事務の補助等の職務
	業務	一般業務	事務の補助等の職務

※6級職以上の場合は、職種による任用管理は行わない。

(4) 職員の年齢構成

平成31年4月1日時点での職員の平均年齢は、休職者を除いた現員数ベースで43.4歳となり、23区平均の41.8歳と比べて高い状況となっています。

ここ数年の傾向としては、定年退職者及び勧奨退職者数の増加や新規採用職員により平均年齢が下がる一方、年金受給年の延長による再任用フルタイム希望者が増加したため、平均年齢は平成28年度からほぼ横ばいの傾向にあります。

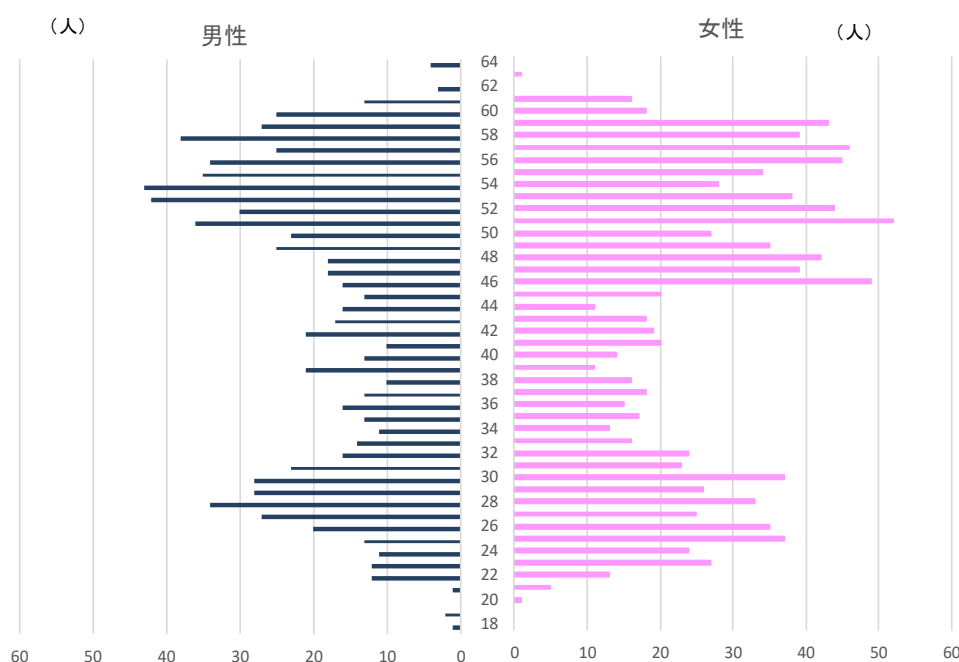
年齢構成では30代から40代前半の職員が極端に少ない構成となっていますが、これは平成17・18年度の職員採用ゼロ方針などにより、新規採用職員の抑制を行ったことが要因として考えられます。

表 1-17 職員平均年齢の推移（各年度4月1日現在） (単位：歳)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
豊島区	44.9	44.3	43.8	43.8	43.8	43.4
23区平均	43.4	43.2	42.9	42.6	42.3	41.8
23区との差	1.5	1.1	0.9	1.2	1.5	1.6

\*特別区人事委員会『特別区職員の構成』（平成31年4月1日現在）より

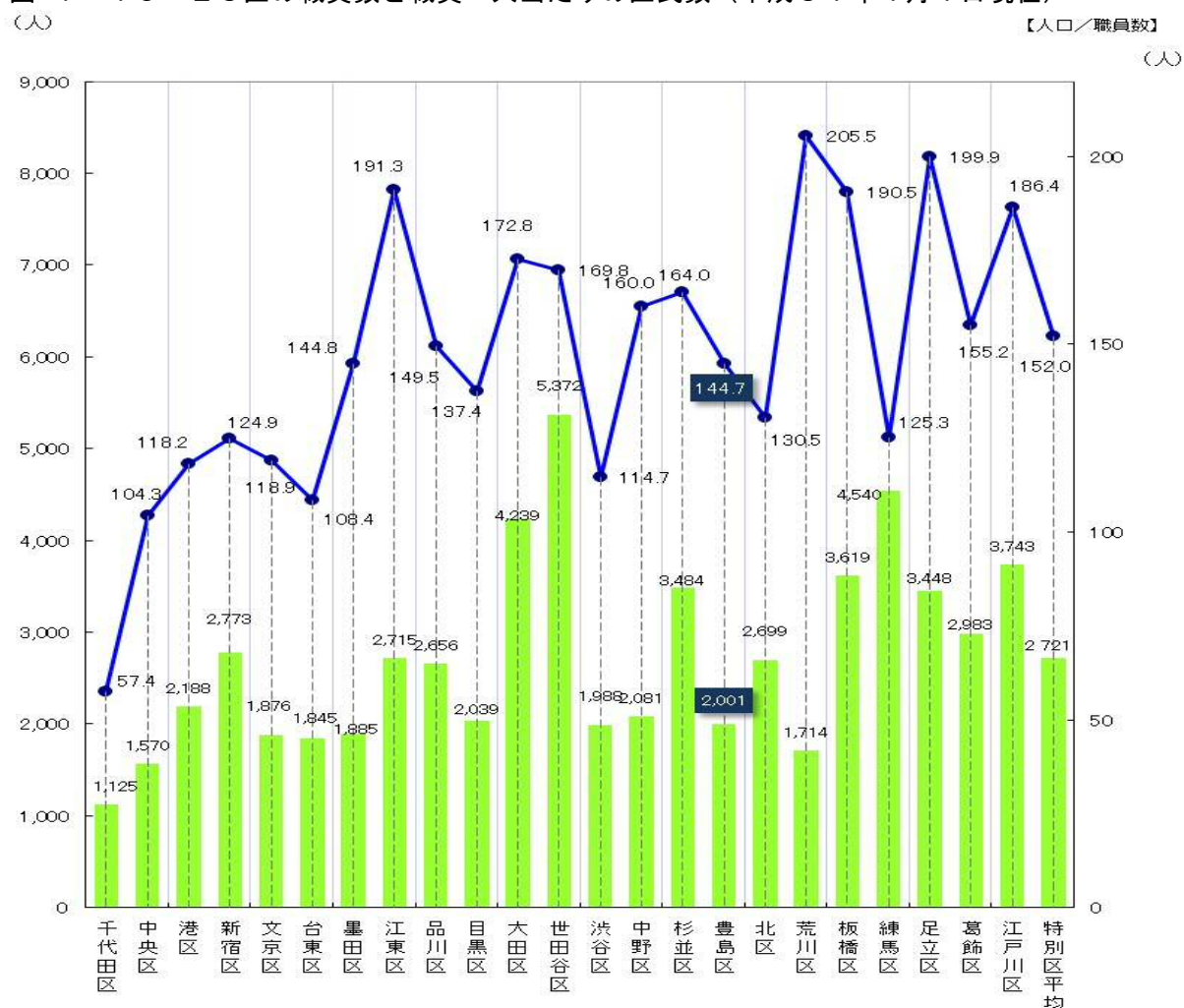
図 1-14 職員の年齢構成（平成31年4月1日現在）



(5) 定員適正化

職員数がピークとなった平成5年度以降、定員適正化を進め、正規職員は26年間で約3分の2にまで減少しています。この数年は、国際アート・カルチャー都市の実現に向けた文化事業の推進、子どもと女性にやさしいまちづくりの実現に向けた待機児童ゼロ方針等の女性と子ども施策の継続、児童相談所設置など新たな行政需要や人口増に対応した住民サービスなど、職員数が微増傾向にあり、平成31年度は前年比1.2人増となっています。

図 1-15 23区の職員数と職員一人当たりの区民数（平成31年4月1日現在）



\* 職員一人当たりの区民数は住民登録者数を現員数で割ったもの。

表 1-18 23区職員数の推移（各年度4月1日現在）

（単位：人）

年度	5	12	25	26	27	28	29	30	31	5年度職員 数からの削 減率 E=D÷A	削 減 率 順 位	12年度職員 数からの削 減率 G=F÷B	削 減 率 順 位
区名	職員数 A	職員数 B	職員数	職員数	職員数	職員数	職員数	職員数	職員数 C				
千代田	1,416	1,398	1,045	1,069	1,073	1,090	1,100	1,112	1,125	△20.6%	13	△19.5%	15
中央	1,783	1,848	1,456	1,457	1,465	1,474	1,503	1,526	1,570	△11.9%	21	△15.0%	21
港	2,632	2,674	2,078	2,101	2,119	2,133	2,154	2,177	2,188	△16.9%	18	△18.2%	16
新宿	3,375	3,378	2,727	2,726	2,690	2,717	2,742	2,736	2,773	△17.8%	16	△17.9%	17
文京	2,235	2,266	1,809	1,815	1,817	1,823	1,834	1,837	1,876	△16.1%	20	△17.2%	19
台東	1,969	1,991	1,689	1,695	1,692	1,720	1,757	1,791	1,845	△6.3%	23	△7.3%	23
墨田	2,625	2,649	1,954	1,939	1,918	1,895	1,897	1,895	1,885	△28.2%	6	△28.8%	6
江東	3,718	3,646	2,780	2,755	2,773	2,756	2,751	2,720	2,715	△27.0%	8	△25.5%	10
品川	3,635	3,389	2,597	2,576	2,570	2,563	2,594	2,616	2,656	△26.9%	9	△21.6%	13
目黒	2,815	2,817	2,101	2,071	2,048	2,030	2,043	2,044	2,039	△27.6%	7	△27.6%	7
大田	6,362	6,170	4,389	4,358	4,264	4,224	4,217	4,213	4,239	△33.4%	3	△31.3%	2
世田谷	6,014	6,248	5,097	5,128	5,085	5,098	5,174	5,268	5,372	△10.7%	22	△14.0%	22
渋谷	2,882	2,808	1,879	1,846	1,847	1,857	1,920	1,961	1,988	△31.0%	5	△29.2%	5
中野	3,449	3,346	2,062	1,995	1,987	1,996	2,055	2,051	2,081	△39.7%	1	△37.8%	1
杉並	4,487	4,716	3,576	3,534	3,508	3,496	3,467	3,497	3,484	△22.4%	11	△26.1%	9
豊島	3,104	2,908	1,996	2,003	1,995	1,996	1,992	1,995	2,001	△35.5%	2	△31.2%	3
北	3,429	3,274	2,463	2,488	2,486	2,496	2,579	2,623	2,699	△21.3%	12	△17.6%	18
荒川	2,097	2,042	1,570	1,576	1,588	1,623	1,644	1,679	1,714	△18.3%	15	△16.1%	20
板橋	4,485	4,555	3,575	3,560	3,556	3,585	3,591	3,622	3,619	△19.3%	14	△20.5%	14
練馬	5,510	5,842	4,540	4,520	4,461	4,453	4,467	4,510	4,540	△17.6%	17	△22.3%	12
足立	5,086	4,872	3,513	3,458	3,382	3,359	3,356	3,398	3,448	△32.2%	4	△29.2%	4
葛飾	3,993	4,115	2,963	2,964	2,982	2,988	2,984	2,998	2,983	△25.3%	10	△27.5%	8
江戸川	4,481	4,987	3,719	3,682	3,654	3,653	3,669	3,715	3,743	△16.5%	19	△24.9%	11
合計	81,582	81,939	61,578	61,316	60,960	61,025	61,490	61,984	62,583	△23.3%		△23.6%	
平均	3,547	3,563	2,677	2,666	2,650	2,653	2,673	2,695	2,721	△23.3%		△23.6%	

※職員数は現員数の数値

### （6）部局別基準定員数方式による定数管理

限られた人員の有効活用を図るとともに、部局内の創意工夫や優先度等を反映できる定数管理を実現するため、平成24年度より、これまでの各課個別査定による定数確定を見直し、部局の責任で部局別に表示された基準定員数を配分する方式に変更しました。

これにより、職場実態に即した執行体制の整備とともに、各部局が主体的に強化すべき分野への重点配分が可能となりました。

### （7）人件費の推移

人件費とは、職員の給与をはじめ、区議会議員や非常勤職員の報酬、共済組合負担金などに支出される経費のことです。また、職員給とは、人件費のうち正規職員及び再任

用職員の給料や手当（退職手当を除く）に係る経費です。

人件費比率、職員給比率を平成22年度と平成30年度決算（普通会計）で比較すると、人件費比率は4.7ポイント、職員給比率は4.3ポイント減少しています。

図 1-16 人件費等の推移

(単位：百万円)

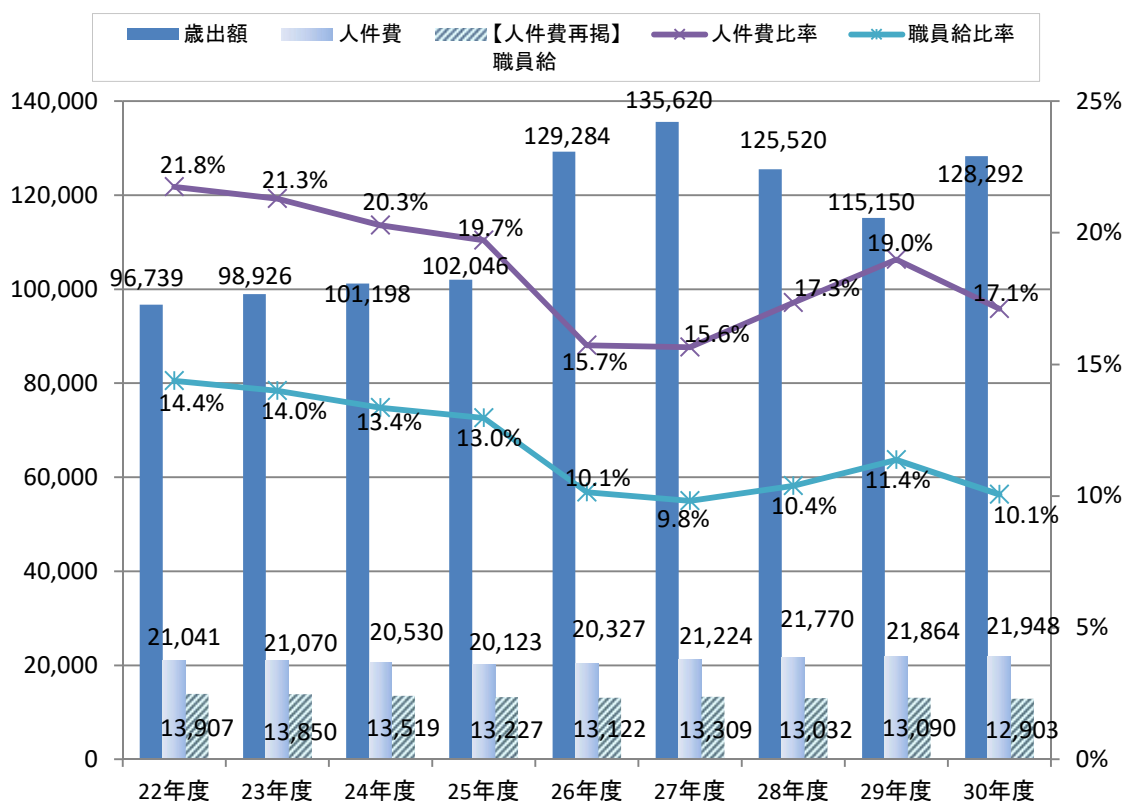


表 1-19 人件費等（普通会計）の推移

(単位：百万円)

	5年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
歳出決算額	101,340	86,463	91,486	88,118	83,465	86,310	89,194	89,288	91,261	91,051
人件費	25,355	28,150	27,254	27,603	26,716	25,695	24,035	23,309	23,334	22,760
【人件費再掲】職員給	19,579	19,779	19,394	19,276	18,224	17,507	16,856	16,099	15,454	15,245
人件費比率	25.2%	32.6%	29.8%	31.3%	32.0%	29.8%	26.9%	26.1%	25.6%	25.0%
職員給比率	19.3%	22.9%	21.2%	21.9%	21.8%	20.3%	18.9%	18.0%	16.9%	16.7%

(上段から続く)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
歳出額決算額	96,027	96,739	98,926	101,198	102,046	129,284	135,620	125,520	115,150	128,292
人件費	21,573	21,041	21,070	20,530	20,123	20,327	21,224	21,770	21,864	21,948
【人件費再掲】職員給	14,449	13,907	13,850	13,519	13,227	13,122	13,309	13,032	13,090	12,903
人件費比率	22.5%	21.8%	21.3%	20.3%	19.7%	15.7%	15.6%	17.3%	19.0%	17.1%
職員給比率	15.0%	14.4%	14.0%	13.4%	13.0%	10.1%	9.8%	10.4%	11.4%	10.1%

※東京都総務局「特別区決算状況」

表 1-20 23区人件費（平成30年度普通会計決算）比較

（単位：千円）

	歳出総額	人件費	【人件費再掲】 職員給	人件費比率	職員給比率
千代田区	56,999,295	11,020,745	6,938,873	19.3%	12.2%
中央区	87,873,281	15,201,303	9,818,243	17.3%	11.2%
港区	138,157,032	19,309,556	13,174,182	14.0%	9.5%
新宿区	141,875,163	26,209,706	17,099,614	18.5%	12.1%
文京区	97,806,004	18,799,574	10,972,111	19.2%	11.2%
台東区	98,377,842	16,081,314	11,023,855	16.3%	11.2%
墨田区	117,466,523	18,440,566	12,098,760	15.7%	10.3%
江東区	188,828,925	25,267,604	17,508,894	13.4%	9.3%
品川区	166,500,037	24,347,262	16,090,354	14.6%	9.7%
目黒区	95,427,640	20,532,529	12,797,221	21.5%	13.4%
大田区	276,510,986	40,106,765	27,301,719	14.5%	9.9%
世田谷区	297,684,126	52,116,906	33,017,094	17.5%	11.1%
渋谷区	94,790,420	17,626,391	12,407,232	18.6%	13.1%
中野区	135,845,923	19,677,843	13,919,825	14.5%	10.2%
杉並区	187,521,247	36,513,429	22,875,342	19.5%	12.2%
豊島区	128,291,847	21,948,025	12,903,441	17.1%	10.1%
北区	144,745,755	23,842,917	16,327,116	16.5%	11.3%
荒川区	92,879,934	16,132,681	10,175,915	17.4%	11.0%
板橋区	209,544,467	31,914,674	21,822,212	15.2%	10.4%
練馬区	258,755,395	42,308,680	29,181,514	16.4%	11.3%
足立区	281,798,669	35,490,332	22,726,841	12.6%	8.1%
葛飾区	192,665,029	28,503,118	17,968,233	14.8%	9.3%
江戸川区	252,636,467	34,108,836	22,945,785	13.5%	9.1%
合計	3,742,982,007	595,500,756	391,094,376	15.9%	10.4%

※東京都総務局「平成30年度 特別区決算状況」より



**(8) 超過勤務手当の推移**

超過勤務手当とは、正規の勤務時間を超えて勤務した者に支給する手当です。

本区では、平成28年5月に「ワークスタイル検討プロジェクトチーム」を設置し、業務の効率化をはじめとする職員の働き方の見直しを提案するなど、ワーク・ライフ・バランスを充実させるために様々な取り組みを進めてきました。

特に、超過勤務縮減については、超過勤務が多い課を対象とした緊急対策や、超過勤務時間数20時間を超える職員の報告の義務づけ、更には、19時一斉消灯や時差勤務の導入、テレワークの試行実施など、職場全体または職員個々の意識改革を中心とした取り組みを行いました。

その結果、平成28年度は、それまで増加を続けていた超過勤務手当額が前年度比14.0%減少しましたが、平成30年度は、平成19年度に比べ1.4倍近い状況にあります。

表 1-21 超過勤務手当の状況

(単位:千円)

年度	19	20	21	22	23	24
支給実績	378,553	387,171	495,697	485,841	565,839	555,965
職員一人当たり平均支給額	161	169	223	226	259	265

(上段から続く)

年度	25	26	27	28	29	30
支給実績	553,903	583,108	632,117	543,328	503,481	517,440
職員一人当たり平均支給額	269	281	308	265	247	254

※『豊島区人事白書』より

## (9) 再任用職員制度及び非常勤職員制度

本区では、定年退職者の豊富な知識・経験に基づく公務能率の維持・向上を目的に再任用職員を採用しています。また、専門性が求められる業務については、非常勤職員を採用しています。

### ① 再任用職員について

#### ア 再任用職員制度とは

再任用職員制度とは、公務を定年退職等した者の能力や知識・経験を区民サービスの向上と行政の効率的な運営に活用するため、退職後も公務で採用する制度です。年金制度の改正がきっかけとなり、豊島区では平成13年に「職員の再任用に関する条例」を制定し、平成14年4月1日から任用が開始されました。年金制度における定額部分（基礎年金部分）の支給年齢が順次引き上げられたため、60歳代前半の生活を雇用と年金の連携によって支えるという地方公務員法の趣旨に基づいて導入されたものです。

#### イ 勤務形態

区における再任用職員の勤務形態には、フルタイム（正規職員と同時間勤務）と短時間（週31時間勤務）があります。再任用短時間勤務職員は勤務形態からみれば非常勤職員ですが、恒久的な職に就いて本格的業務に従事していることから、他の非常勤職員とは区別されています。本区での任用は、フルタイム勤務職員が77人、短時間勤務職員が104人となっています（平成31年4月1日現在）。

#### ウ 採用・期間

再任用の任期は1年間のため、毎年度選考による採用を行います。選考は、勤務状況や健康状態等を考慮して総合的に決定します。

#### エ 課題

平成25年度から令和7年度にかけて、特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の受給開始年齢が60歳から65歳へ上げられることに伴い、フルタイム勤務の再任用職員が増加し、再任用短期職員の減少が予想されます。

今後は、再任用職員の採用見込みを的確に把握するなど、将来の職員構成を見据えた計画的な定員管理を行うことが必要です。

### ② 非常勤職員について

#### ア 非常勤職員とは

非常勤職員の定義は、地方公務員については具体的な基準が存在しないため、国家公務員の「勤務時間が常勤職員の4分の3を超えない範囲の者を非常勤職員とする。」<sup>5)</sup>という考え方に準拠しています。

<sup>5)</sup> 人事院規則15-15 非常勤職員の勤務時間及び休暇 第2条による

## イ 再雇用職員

区では、再雇用制度を設け、定年又は勸奨等退職者のうち在職中の勤務成績が良好で、かつ、健康で働く意欲のある方を非常勤職員制度の中で、再雇用職員として雇用しています。

再雇用制度は、特別区の共通指標を作成のうえ各区事項として、昭和60年4月1日から任用が開始されました。

この制度の活用により、長年にわたって培われた退職者の豊かな知識や経験を区政に活かしていくことで、区民サービスの向上等効率的な行政経営を目指しています。

再任用職員と再雇用職員は、退職者が区の職員として区政に携わる点については同じですが、身分や勤務形態が異なります。

表1-22 再任用職員と再雇用職員の比較

	再任用職員	再雇用職員
身分	○地方公務員法第28条の4、5に基づく一般職	○地方公務員法3条3項3号に基づく特別職 非常勤
対象	○定年退職者	○定年退職、勸奨退職者等
雇用期間	○1年間	○1年間
職務内容	○退職前と同様の職務	○在職中の知識及び経験を活用し、区の行政に関する業務
勤務形態	○週38時間45分(フルタイム)又は週31時間(短時間)	○月16日、一日7時間45分

## ウ 非常勤職員の任用状況

正規職員に非正規職員を加えた職員数は、平成22年度までは減少していましたが、平成26年度以降は微増となっています(表1-23)。非常勤職員は、平成22年度以降毎年増加し、平成31年度と比べると約200名増加し、約1.5倍になっています。一方、再任用短時間職員は、年金受給年齢の引き上げに伴い、再任用フルタイムを選択する職員が増えたため、平成23年度の162人から52名減少しています。

また、非常勤職員を男女別で比較した場合、全体の約8割を女性が占めており、特に保育園をはじめとする子育て分野や、介護、図書館のサービス、地域区民ひろば等では女性の割合が高くなっています。

非常勤職員を年齢別で見ると、男性は60歳以上の割合が高くなっています。(図1-18参照)これは、東京消防庁や警視庁を退職後、在職中の経験を生かし、防災指導員や公園・児童遊園巡視員などの非常勤職員として働く者の大半が男性であることが要因です。

表1-23 職員数の推移（各年度4月1日現在）

（※調査を開始した平成12年度と平成22年度から10年間の状況を掲載）

（単位：人）

	12年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
正 規 職 員	2,899	2,038	2,013	1,980	1,970	1,973	1,970	1,971	1,970	1,973	1,985
再任用短時間職員	0	129	162	150	137	140	125	127	119	115	104
再雇用職員等	137	69	47	44	50	37	33	23	17	13	13
その他非常勤職員	331	380	410	424	440	458	488	530	542	566	578
合 計	3,367	2,616	2,632	2,598	2,597	2,608	2,616	2,651	2,648	2,667	2,680

\* 正規職員には、再任用フルタイム職員を含む。

図1-17 職員数の推移（各年度4月1日現在）

（※調査を開始した平成12年度と平成22年度から10年間の状況を掲載）

（単位：人）

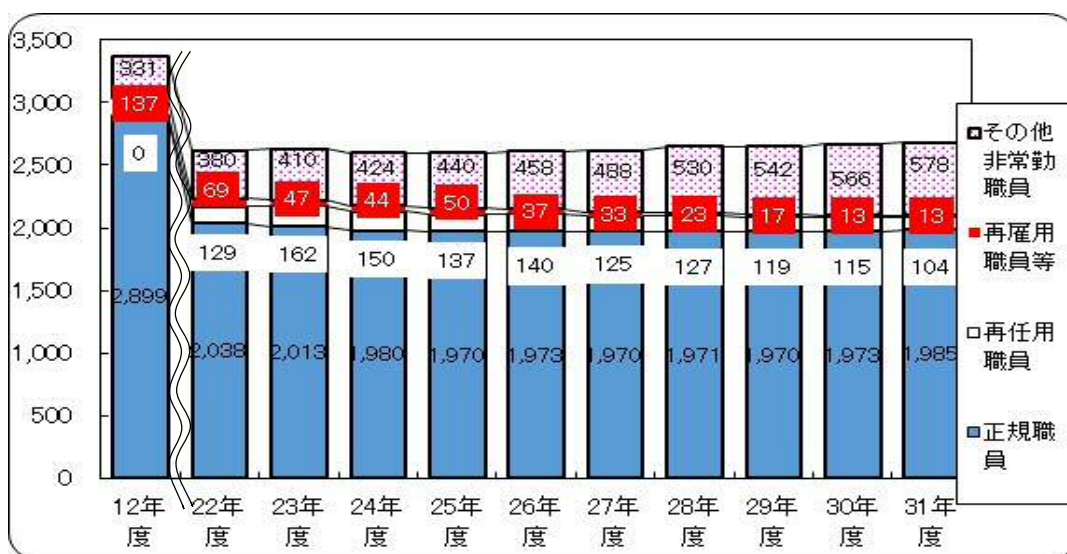
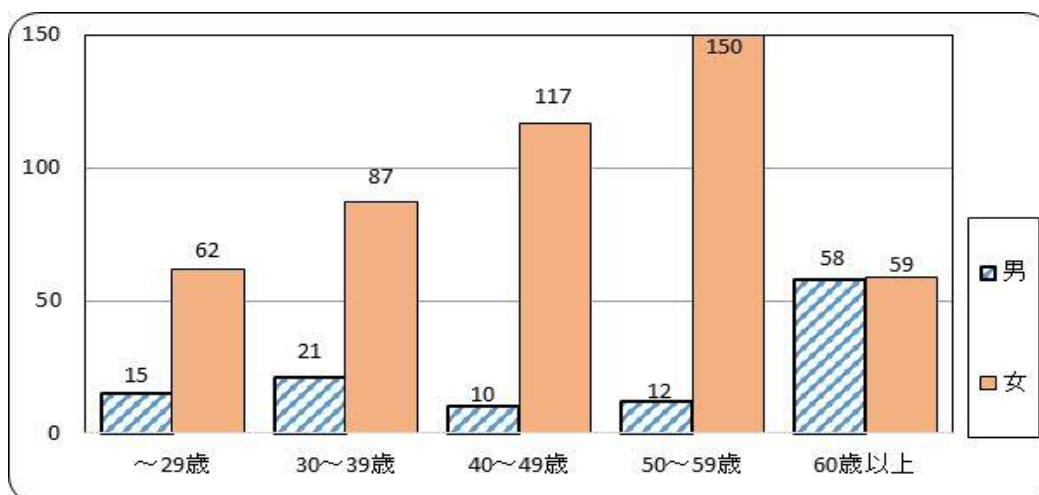


図1-18 年齢別男女別非常勤職員数（平成31年4月1日現在）（単位：人）



● 平均年齢 男52歳、女46歳、全体47歳

※ 非常勤職員数総計は「その他非常勤職員」と「再雇用職員等」を合計したもの。

## エ 非常勤職員に関する規程

現在、本区の非常勤職員はすべて地方公務員法第3条第3項に基づく「特別職の非常勤職員」<sup>6)</sup>として任用しているため、原則として地公法の適用はありません。

そのため、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成26年条例第38号）」により報酬について規定しているとともに、個別の職ごとの任用、報酬やその他勤務条件等は、「豊島区非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則（平成27年規則第48号）」及び「豊島区教育委員会の非常勤職員の任用、報酬その他勤務条件等に関する規則（平成27年教育委員会規則第8号）」で定めています。

## オ 非常勤職員の課題と取り組み

多くの自治体では、正規職員と非正規職員（非常勤職員及び臨時職員）が組み合わせられて組織が成り立っています。豊島区においても、専門的な知識や経験が必要な業務について、非常勤職員の活用を図っています。しかし、非常勤職員の任用については、各自治体間で処遇の設定が異なることや任用の長期化など、課題が指摘されています。

豊島区では、非常勤職員の報酬額について、平成9年以降見直しがされておらず、統一的な基準や根拠に基づく報酬体系が構築されていないなどの課題を解決するため、平成25年10月より庁内検討組織（「非常勤職員制度検討部会」）を設置し、検討を重ねました。そこで示された方向性に基づき、報酬や勤務条件等に関して非常勤職員の処遇の見直しを図るため、平成27年4月に条例等の改正を行いました。

## カ 会計年度任用職員制度の導入

特別職非常勤の任用及び臨時的任用の適正化を確保するとともに、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等や期末手当が支給できないといった勤務条件上の課題を解決するため、地方公務員法及び地方自治法の一部が改正され、新たに地方公務員法が適用される「会計年度任用職員」制度が導入されることになりました。

本区では、適正な任用及び勤務条件の確保並びに多様な人材の活用を一層促進していく観点から、現行の臨時・非常勤職員制度を見直し、会計年度任用職員及び特別職非常勤に関連する条例や規則を整備し、令和2年4月から会計年度任用職員制度を導入します。

<sup>6)</sup> 「特別職」と「一般職」の違い ①地公法の適用の有無 ②成績主義の適用の有無など

図1-19 制度移行のイメージ

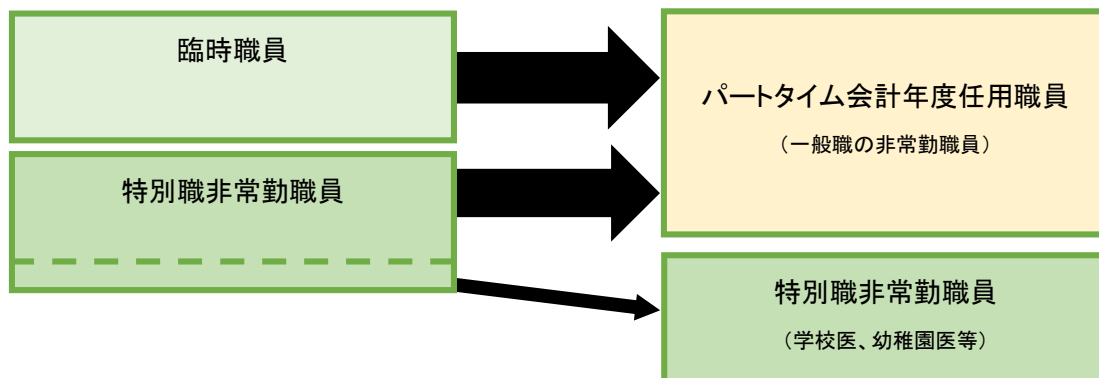


表1-24 豊島区の非常勤職員の勤務形態、報酬等一覧（平成31年4月1日現在）  
（単位：人）

職名	勤務日数 (月)	勤務時間 (月)	勤務時間 (日)	報酬額 (月額)	資格要件
広聴相談専門員	16	124	7.45	221,000円	区の行政について知識又は経験を有する者
公文書等専門員	16	124	7.45	233,800円	政治学等の大学院修士課程且つ実務経験1年以上、自治体での「公文書管理員」等の実務経験3年以上
再雇用職員	16	124	7.45	208,100円	定年・勲退退職者等
チャレンジ就業員	16	96	6	90,240円	豊島区障害者就労支援センターに登録していること
防災指導員	16	124	7.45	217,800円	消防職員として防災指導員の職務経験者
防犯警備指導員	16	124	7.45	208,100円	警視庁の推薦、警察官としての防犯指導従事経験等
男女平等推進センター指導員(学習)	16	124	7.45	222,600円	女性を取り巻く諸問題の解決に見識と理解を有する者、大学卒業以上又は同等以上の者
男女平等推進センター相談員	16	124	7.45	222,600円	女性を取り巻く諸問題の解決に見識と理解を有する者、高等学校卒業以上又は同等以上の者
用地専門員	16	124	7.45	208,100円	土地の評価の実務経験者
南池袋斎場管理員	16	124	7.45	229,100円	区の行政について知識経験を有する者
町会相談員	16	124	7.45	225,900円	区の行政について知識経験を有する者
区民ひろば推進員	16	124	7.45	208,100円	保育士、保健師、看護師、准看護師等
税務システム専門員	16	124	7	233,800円	基本情報技術者の資格を有し、システムエンジニアの実務経験が15年以上あり、税制に関するシステム構築の実績がある者
特別区税調査員	12	93	7.45	230,640円	国・都退職者で租税調査・差押又は公売等の経験者
特別区税外国語対応相談員	16	124	7.45	221,000円	中国語堪能、日本の税制度に理解と知識を有する者
レセプト業務嘱託員	16	124	7.45	208,100円	医療事務職技能検定資格取得者又は社会保険に係る実務経験者等
国民健康保険外国語対応相談員	16	124	7.45	221,000円	外国語堪能、国民健康保険制度に理解と知識を有する者、通訳業務経験者
後期高齢者医療業務嘱託員	16	124	7.45	208,100円	医療事務資格又は社会保険に係る実務経験者
国民年金相談員	16	124	7.45	208,100円	年金事務所・地方自治体等での勤務経験者又は社会保険労務士
消費生活相談員	16	96	6	249,600円	消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント
消費生活啓発員	16	124	7.45	214,700円	消費生活相談員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント
金融相談員	14	98	7	238,000円	東京信用保証協会の推薦
新ホール技術専門員	16	124	7.45	208,100円	建築士、昇降機等検査員、建築整備検査員、電気主任技術者、電気工事士、実務経験
学芸研究員	16	124	7.45	214,700円	学芸員
トキワ荘関連施設専門員	16	124	7.45	214,700円	学芸員、マンガ・アニメに関する知識、著作権に関する知識
生涯学習指導員	16	124	7.45	208,100円	職務経験又は学芸員等(職務による)
図書館主任奉仕員	16	124	7.45	227,500円	司書、司書教諭及び図書館勤務経験5年以上
図書館奉仕員	16	124	7.45	214,700円	司書、司書教諭
図書館点字指導員	16	108	6.45	182,700円	視覚障害者1級に該当し、点字の判読・構成能力を有し、高等学校卒業程度の学力のある者
福祉・医療中国語支援相談員	16	124	7.45	221,000円	中国残留邦人等に理解が深く、公的機関において実務経験3年以上
訪問看護指導員	16	124	7.45	242,900円	保健師又は看護師、理学療法士又は作業療法士
在宅介護指導員	16	124	7.45	208,100円	介護福祉士、介護支援専門員、訪問介護員養成研修2級課程修了者
高齢者福祉サービス相談員	16	124	7.45	208,100円	社会福祉士及び介護福祉士、介護支援専門員、保健師、看護師
障害者就労支援専門員	16	124	7.45	222,600円	障害者就労支援の実務経験及び社会福祉士等資格を有する者
精神障害者就労支援員	16	124	7.45	222,600円	精神障害者就労支援の実務経験及び精神保健福祉士
障害者相談支援員	16	124	7.45	222,600円	障害者相談支援専門員
発達障害支援相談員	16	124	7.45	221,000円	社会福祉士、保健師、精神保健福祉士、臨床心理士、臨床発達心理士、又は課程修了且つ実務経験3年
被保護者居宅生活安定化支援員	16	124	7.45	239,700円	保健師又は精神保健福祉士
生活保護受給者就労支援専門員	16	124	7.45	239,700円	公共職業安定所において相談業務経験者又は社会福祉士
被保護者資産調査員	16	124	7.45	239,700円	年金事務所等において相談業務従事経験者又は社会保険労務士
医療券業務嘱託員	16	124	7.45	211,400円	福祉事務所において事務経験又は介護支援専門員等
資産活用管理支援員	16	124	7.45	239,700円	地方自治体勤務経験者又は社会福祉制度に精通した者
生活保護業務支援専門員	16	124	7.45	239,700円	警察官の経歴を有し、暴力への対応、防犯について豊富な知識を有する者
子ども・若者支援員	16	124	7.45	221,000円	学校又は児童相談所又は社会福祉法人等での相談援助経験が3年以上、又は経験を通算して5年以上
要介護認定調査員	16	124	7.45	208,100円	保健師、介護福祉士、介護支援専門員、看護師
要介護認定審査専門員	16	124	7.45	221,100円	保健師又は看護師
介護サービス調査員	16	124	7.45	208,100円	介護支援専門員で実務経験がある者
地域密着型事業所支援員	16	124	7.45	208,100円	実務経験3年
公害保健非常勤職員	16	124	7.45	241,300円	保健師又は看護師
保健事業支援員	16	124	7.45	221,100円	管理栄養士又は保健師
地域精神保健相談員	16	124	7.45	221,000円	精神保健福祉士又は精神科及び精神障害者施設等での相談事業等の経験のある保健師又は看護師

職名	勤務日数(月)	勤務時間(月)	勤務時間(日)	報酬額(月額)	資格要件
非常勤歯科衛生士	16	124	7.45	221,100円	歯科衛生士
非常勤栄養士	16	124	7.45	221,000円	管理栄養士
助産師	16	124	7.45	242,900円	助産師
放射線技師	16	124	7.45	214,700円	放射線技師
青少年支援専門員	21	124	5.45	225,900円	教員免許・保育士・社会福祉士等、5年以上の児童指導職の経験者
青少年支援員	21	124	5.45	208,100円	教員免許・保育士・社会福祉士等
子ども若者支援ワーカー	16	124	7.45	221,000円	社会福祉士、臨床心理士、精神保健福祉士、又は実務経験3年
ファミリー・サポート・センター事務局アドバイザー	16	124	7.45	208,100円	社会福祉士・保健師・看護師・教諭・保育士等
ひとり親・女性相談員	16	124	7.45	221,000円	社会福祉士、臨床心理士又は公的機関において相談業務経験者
子ども家庭支援専門ワーカー	16	124	7.45	232,200円	子ども家庭支援ワーカーと同等以上の職の実務経験を5年以上かつ同資格保持
子ども家庭支援ワーカー	16	124	7.45	214,700円	社会福祉士、保健師、看護師、教諭、保育士、臨床心理士等
子ども家庭支援専門ワーカー(心理職)	16	124	7.45	227,500円	心理職と同等以上の職の事務経験を5年以上かつ臨床心理士資格保持又は大学で心理学を修了した者
子ども家庭支援ワーカー(心理職)	16	124	7.45	214,700円	臨床心理士、大学で心理学を専修する学科又は相当する課程を修了した者
児童虐待対策コーディネーター	16	124	7.45	255,700円	児童福祉司任用資格を有し、実務経験を3年以上又は警察官として勤務経験があり警視庁の推薦がある者等
児童虐待対応協力員	16	124	7.45	221,000円	社会福祉士、保健師、臨床心理士等
子育てアドバイザー	16	124	7.45	208,100円	直近5年以内に地方公共団体等において、児童給付に関する相談業務が6ヶ月以上(職種による)
保育施設指導検査員	16	124	7	208,100円	児童福祉事業に関する実務経験が5年以上あり、保育施設等の指導検査経験がある者
保育所主任調理員	21	124	6~7	221,000円	保育所調理員の実務経験を5年以上及び豊島区立保育所に現在勤務している者
保育所調理員	21日以内	124	6~7	208,100円	調理師、栄養士、調理師法に規定する施設又は営業で1年以上の調理業務経験者
保育所用務員	21日以内	124	6~7	196,500円	認可保育所において1年以上の用務実務経験者
保育所管理作業員	18	124	6~7	196,500円	大工の職務に5年以上従事した経験あり、統括的な立場で作業員管理を経験した者
保育所作業員	16	112	7	167,300円	大工の職務に5年以上従事経験者
短時間保育ヘルパー	13	52	4	89,300円	保育士
保育所看護師	21日以内	124	6~7	221,100円	看護師
まちづくり施設管理員	16	124	7.45	208,100円	まちづくり施設等における相当の知識及び実務経験を有する者
まちづくり専門員	16	124	7.45	225,600円	まちづくり事業における相当の知識及び実務経験を有する者
住宅確保相談員	16	124	7.45	208,100円	直近1年以内に地方公共団体等において、住宅確保に関する相談業務が1年以上
リノベーションまちづくり専門員	21日以内	124	6~7	208,100円	宅地建物取引士資格又は同等知識、又は実務経験3年以上
道路管理巡視員	16	124	7.45	192,800円	警察推薦者
公園・児童遊園巡視員	16	124	7.45	192,800円	警察推薦者
会計審査専門員	16	124	7.45	214,700円	日商簿記2級、日商簿記3級且つ経験3年以上
学校開放指導員	18日程度	124	7	213,000円	学校開放事業について理解と熱意があり、教育委員会が適任と認める者
社会教育指導員	16	124	7.45	208,100円	社会教育主事又は教員免許又は学芸員資格を有する者又は社会教育に関係のある職に3年以上従事経験者
文化財保護専門員	16	124	7.45	214,700円	博物館学芸員資格又は実務経験3年以上又は学識経験を有する者実務経験3年以上
ふくろう・みみずく資料活用専門員	16	124	7.45	208,100円	ふくろう及び美術に関する学識経験を有する者または資料館と同等の施設における実務経験者
学校栄養士	年212日	124	7	208,100円	栄養士
学校看護師	年198日	124	7.30	221,000円	看護師且つ実務経験3年以上
幼稚園指導員(預かり保育・特別支援)	年間192日		7.45	208,100円	幼稚園教諭
幼稚園指導員(道徳性教育)	16	124	7.45	208,100円	幼稚園教諭
スクール・スキップサポーター	16	124	7.45	236,800円	小・中学校教員、保育士、臨床心理士、看護師のいずれか
学童指導専門員	21	124	5.45	225,900円	教員免許・保育士・社会福祉士等、5年以上の児童指導職の経験者
学童指導員	21	124	5.45	211,400円	教員免許・保育士・社会福祉士等
学校図書館主任司書	16	124	7.45	227,500円	司書資格及び実務経験5年
学校図書館司書	16	124	7.45	214,700円	司書資格
特別支援学級指導員	年212日	124	7	208,100円	教諭免許状又は特別支援学校教諭普通免許状
特別支援教育巡回相談員	16	124	7.45	221,000円	大学院にて特別支援教育に関する課程修了者又は臨床心理士等
主任教育相談員	16	124	7.45	248,800円	臨床心理士資格取得者で教育相談等に関する実務経験が10年以上
教育相談員	16	124	7.45	236,800円	臨床心理士資格
スクールソーシャルワーカー	16	124	7.45	221,000円	社会福祉士又は精神保健福祉士の資格保持者又は経験を有する者
日本語初期指導員	16	124	7.45	208,100円	国等の検定試験に一定の成績を修めた者
日本語指導員	16	124	7.45	208,100円	日本語教育について専門的な知識や能力等を有する者